

東京都主任介護支援専門員研修受講者江戸川区推薦基準

1 目的

東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱第3条第4項の区市町村推薦要件②「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者」についての江戸川区の推薦基準について以下のとおり定める。

2 推薦基準

次の必須要件に該当した上で、総合的な活動状況等が推薦に該当すると江戸川区が認めた者を都へ推薦する。

必須要件

(1) 事業所の要件（事業所の適格性の確認）

- ①事業所の実地調査（都、江戸川区の実地指導等）の結果に特に問題がなく、改善報告書の提出や指導に従っていること。

(2) 受講を希望する介護支援専門員の要件

- ①江戸川区内での実務経験が2年程度以上あること。
- ②熟年相談室（地域包括支援センター）又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあること。
※居宅介護支援事業所以外で施設等に勤務している介護支援専門員については、施設でリーダー的な役割を担っていて、地域で積極的に活動していること。
- ③熟年相談室（地域包括支援センター）が主催する地域交流会やサービス事業者情報交換会等に積極的に参加していること。
- ④当該研修終了後、最低1年間は、引き続き江戸川区内で働く予定があること。
- ⑤江戸川区がNPO法人江戸川区ケアマネジャー協会に委託している研修に、積極的に出席していること。

3 選考（審査）

審査は、提出書類と面接により、推薦を受けようとする者が「他の介護支援専門員に適切な指導・助言を行うことができ、また、地域における包括的・

継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案などを行うことができる者」かどうかその考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。

4 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、江戸川区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこととし、別紙の同意書を提出する。

- (1) 江戸川区が行う事業に派遣依頼があった場合は協力をすること。
- (2) 江戸川区及び熟年相談室（地域包括支援センター）からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。（研修修了者の名簿を江戸川区の居宅介護支援事業所に周知します。）
- (4) 上記（1）から（3）を法人代表者と研修受講希望者は十分に協議し、受講終了後の取組について、別紙の同意書に具体的に記載すること。
- (5) 勤務先の変更・退職時には、江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係担当まで、その旨を連絡すること。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。